

○ 災害救助法による救助の実施 【告 示】		目 次		岡山県公報	
		担当課（室）	発行 岡山県		
					
				目 次	

◎岡山県告示第四百七十二号

平成三十年七月豪雨による災害により発生した平成三十年七月五日からの災害に関し、同日から津山市及び美作市の区域に、同月六日から和気郡和気町の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太